

## 印刷仕様書

### 1 件名

「独占禁止法に関する相談事例集（令和元年度）」及び挨拶文の印刷

### 2 納入期限及び納入場所

#### (1) 納入期限

令和2年8月17日（月）

#### (2) 納入場所

別紙のとおり。

### 3 印刷仕様

#### (1) 独占禁止法に関する相談事例集（令和元年度）

ア ページ数 A4 54頁（表紙、裏表紙は含まない。）

イ 部数 1,200部

ウ 色数 表紙 1C／0C

裏表紙 0C／0C

本文 4C／4C

※ （本文の8, 11, 14, 15, 18, 21, 24, 28, 32, 36, 40, 43, 47頁はカラー、その他の頁はモノクロ）

エ 校正回数 1回

オ 使用用紙 表紙・裏表紙 再生上質紙 A判 70.5kg

本文 再生上質紙 A判 44.5kg

※ グリーン購入法に適合するもの

カ 製本方法 無線綴じ（くるみ製本）

キ 入稿形態 データ（PDF）

※ 背表紙印刷あり

#### (2) 挨拶文（宛名が異なるもの（6種類））

ア ページ数 A4 1枚

イ 部数 合計52部

ウ 色数 1C／0C

エ 校正回数 1回

オ 使用用紙 再生上質紙 A判 35kg

※ グリーン購入法に適合するもの

カ 入稿形態 データ（PDF）

※ 上記(1)及び(2)において、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

### 4 見積り合わせの手続

#### (1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和2年7月21日（火）正午

## イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階  
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX: 03-3581-2951

E-mail: open-counter@jftc.go.jp

## ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

## エ 提出書類

(ア) 見積書（消費税込みの総額を明示）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

### (2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

### (3) 本件業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、本件業務を適正に履行するために本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる必要がある場合（この場合の委託し又は請け負わせることを以下「再委託」という。）、再委託先の住所、氏名、再委託する業務の内容、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、事前に公正取引委員会の承認を得なければならない。

### (4) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

## 5 その他

(1) 公示期間中、現物（本件仕様と同一のもの。）を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば、来訪し見本を確認することができる（見本の持ち帰りは不可）。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。

## 6 問い合わせ先

### (1) 見積り合わせの手続関係

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階  
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係  
電話: 03-3581-5474

### (2) 仕様関係

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課相談指導室  
電話: 03-3581-5481

以上

## 「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)」の送付について

印刷終了後，下表のとおり，必要部数を発送すること。

発送に当たっては，中身が「独占禁止法に関する相談事例集（令和元年度）」であること及び発送元が「公正取引委員会事務総局取引部相談指導室」であることが分かるようにすること。

また，下表の送付先のうち①から⑥には，6種類のうち該当する挨拶文を封入すること（送付先のうち⑦から⑨には，挨拶文を封入する必要はない。）。

| 送付先                        | 所在地                                                                          | 必要部数              | あいさつ文             |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| ①日本商工会議所                   | 〒100-0005<br>東京都千代田区丸の内 2-5-1<br>丸の内二丁目ビル 4 階<br>日本商工会議所 中小企業振興部             | 5 部               | 1 部               |
| ②全国商工会連合会                  | 〒100-0006<br>東京都千代田区有楽町 1-7-1<br>有楽町電気ビル北館 19 階<br>全国商工会連合会 企業支援部<br>企業環境整備課 | 2 部               | 1 部               |
| ③各都道府県商工会連合会<br>(47 か所)    | (47 都道府県各 1 か所)                                                              | 各 1 部<br>(計 47 部) | 各 1 部<br>(計 47 部) |
| ④中小企業団体中央会                 | 〒104-0033<br>東京都中央区新川 1-26-19<br>(全中・全味ビル)<br>全国中小企業団体中央会 政策推進部              | 500 部             | 1 部               |
| ⑤日本経済団体連合会                 | 〒100-8188<br>東京都千代田区大手町 1-3-2<br>(経団連会館)                                     | 3 部               | 1 部               |
| ⑥関西経済連合会                   | 〒530-6691<br>大阪市北区中之島 6-2-27<br>(中之島センタービル 30 階)                             | 3 部               | 1 部               |
| ⑦公正取引委員会事務総局<br>相談指導室      | 〒100 - 8987<br>東京都千代田区霞が関 1-1-1<br>中央合同庁舎 6 号館 B 棟                           | 410 部             | なし                |
| ⑧公正取引委員会事務総局<br>北海道事務所 総務課 | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西 12<br>札幌第 3 合同庁舎                                      | 30 部              | なし                |
| ⑨公正取引委員会事務総局<br>東北事務所 総務課  | 〒980-0014<br>仙台市青葉区本町 3-2-23<br>仙台第 2 合同庁舎                                   | 30 部              | なし                |

| 送付先                                   | 所在地                                                  | 必要部数     | あいさつ文 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------|----------|-------|
| ⑩公正取引委員会事務総局<br>中部事務所 総務課             | 〒460-0001<br>名古屋市中区三の丸 2-5-1<br>名古屋合同庁舎第 2 号館        | 20 部     | なし    |
| ⑪公正取引委員会事務総局<br>近畿中国四国事務所<br>総務課      | 〒540-0008<br>大阪府中央区大手前 4-1-76<br>大阪合同庁舎第 4 号館        | 30 部     | なし    |
| ⑫公正取引委員会事務総局<br>近畿中国四国事務所<br>中国支所 総務課 | 〒730-0012<br>広島市中区上八丁堀 6-30<br>広島合同庁舎第 4 号館          | 30 部     | なし    |
| ⑬公正取引委員会事務総局<br>近畿中国四国事務所<br>四国支所 総務課 | 〒760-0019<br>高松市サンポート 3-33<br>高松サンポート合同庁舎南館 8 階      | 30 部     | なし    |
| ⑭公正取引委員会事務総局<br>九州事務所 総務課             | 〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東 2-10-7<br>福岡第 2 合同庁舎別館       | 30 部     | なし    |
| ⑮内閣府沖縄総合事務局<br>総務部公正取引室               | 〒900-0006<br>那覇市おもろまち 2-1-1<br>那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階 | 30 部     | なし    |
| 合計                                    |                                                      | 1, 200 部 | 52 部  |

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己，下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは，当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合，又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は，警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに，公正取引委員会に報告いたします。